

国地契第12号  
国北予第8号  
平成27年5月28日

各地方整備局長 殿  
北海道開発局長 殿  
国土地理院長 殿  
国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通事務次官  
(公印省略)

「工事請負契約書の制定について」の一部改正について

国土交通省直轄工事における建設業者の社会保険等未加入対策については、「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成26年5月16日付け国地契第4号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、国土建第8号、国港総第34号、国港技第7号、国空予管第49号、国空安保第31号、国空交企第54号、国北予第5号。以下「通達」という。）に基づき取り組んでいるところであるが、今般、平成27年8月1日以降に入札契約手続を開始する、下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）未満である工事において、原則として、受注者による社会保険等未加入建設業者との下請契約（受注者が直接契約するものに限る。）の締結を禁止する措置を試行するため、通達の一部を改正することとしたところである。

これを踏まえ、今般、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の一部を下記のとおり改正し、平成27年8月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

別冊工事請負契約書第7条の2第1項中「、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合において」を削る。